別表第四　（第三十三条の四関係）

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス（エンベロープを有するもの）	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　石灰乳（十パーセント以上） 2　両性石けん液 3　その他の医薬品である消毒薬 4　その他法第三条の二に規定する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）で定める消毒薬
		消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体、車両内部等を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの） 2　逆性石けん液 3　その他の医薬品である消毒薬 4　その他防疫指針で定める消毒薬
		消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　逆性石けん液 3　炭酸ナトリウム溶液（四パーセント）

（2）　苛性ソーダによる消毒

苛性ソーダ一〇％溶液を摂氏八十度以上に加熱し、その状態で消毒目的物品を全部三十分以上浸す。

別表第五　（第三十三条の四関係）

家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　消石灰液（一〇％） 2　両性界面活性剤（アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　アルコール類（エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの） 2　逆性石けん（塩化ベンザルコニウムを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　逆性石けん（塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの） 3　炭酸ナトリウム溶液（四％） 4　水酸化ナトリウム溶液（二％）
口蹄疫、アフリカ馬疫、豚水胞病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	消石灰液（一〇％）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	ハロゲン化合物（ヨードホールを成分とするもの）
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン化合物（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　炭酸ナトリウム溶液（四％） 3　水酸化ナトリウム溶液（二％）